

12/5
豊福

医療、介護に応能負担

2017 日本

③

十四歳が支払う介護保険料の計算方法を八月から、收

入に応じた方法に段階的に変える。収入が比較的低い

二〇一七年は医療保険と介護保険の制度が見直され、一定の収入がある高齢者や大企業の従業員など負担能力のある人には負担増が求められる「応能負担」が強まる。社会保障制度を支える現役世代の雇用環境を改善する「働き方改革」に関しては、三月末までに政府案が示される予定だ。

医療保険制度の見直しは高齢者の負担増が集中する。七十五歳以上の医療保険制度では、四月から保険料の軽減措置を縮小する。所得に応じて支払う部分の

軽減割合は、五割から二割に減らす。元会社員の扶養家族などの定額部分の軽減割合も九割から七割に減らす。

高齢者の介護費が高額になると同時に自己負担に上限を設け、それ以上の費用は保険から支払う「高額療養費制度」は、医療機関にかかる頻度が高まる高齢者にとっては欠かせない制度。だが、八月から七十五歳以上で一定の収入がある人の負担上限額を引き上げる。

年金制度では無年金者に対する介護保険制度の見直しは、現役世代と高齢者双方に痛みを求める。四十一六

中小企業の従業員は負担が減るが、収入の高い大企業の従業員など約千三百万人は負担が増える。春闘で賃上げが実現しても保険料負担がさらに重くなり、家計を圧迫しそうだ。

高齢者の介護費が高額になつた際に自己負担に上限を設け、それ以上の費用は保険から支払う「高額介護サービス費」も八月から、一定の収入がある人の負担上限額を引き上げる。

上限額を月額二万七千一百円から四万四千四百円に引き上げる。

2017年の「社会保障」に関する主な動き

- 1月 ■雇用保険の適用拡大…65歳以上も対象に
■介護休業・休暇…3回を上限に分割取得、半日単位での取得なども可能に
■育児休業…半日単位で子の看護休暇が取得可能に
■個人型確定拠出年金…現役世代のほぼ全員に加入対象を拡大
■通常国会召集…介護保険法改正案、労働基準法改正案など審議の見通し
- 3月 ■政府が「働き方改革」の実行計画を取りまとめ…早ければ通常国会に提出
- 4月 ■国民年金の保険料引き上げ…月額1万6260円→1万6490円に
■厚生年金の適用拡大…中小企業も労使合意でパート従業員らの加入が可能に
■75歳以上の医療保険料の軽減策見直し…所得に応じた部分や定額部分などの一部の軽減を縮小
■生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し…議論が本格化
- 8月 ■年金受給資格期間を25年→10年に短縮…10月から支給開始
■医療保険の高額療養費の見直し…70歳以上の一定の収入がある人を対象に負担上限額を引き上げ
■高額介護サービス費の見直し…一定の収入がある人を対象に負担上限額を引き上げ
■介護保険料の計算方法を変更…収入の高い大企業従業員の負担引き上げ
- 9月 ■厚生年金の保険料率引き上げ…18.182%→18.3%
- 10月 ■入院時の光熱水費…医療療養病床に入院する65歳以上のうち、患者により日額320円→370円に引き上げ。症状が比較的重い患者も日額200円の新たな負担増

れ、年金を受け取るために必要な加入期間（受給資格期間）を二十五年から十年に短縮する。十月から、約

六十四万人に新たに年金が支給されるようになる。一方、現役世代の年金保険料は値上げされる。保険料は、四月から月額一万六千四百九十九円に。厚生年金の

保険料率も九月から18.3%に上がる。介護・年金の保険料とともに引き上げられる現役世代も出てく

る。政府の働き方改革実現会議は三月末をめどに、長時間労働の是正や正社員と非正規労働者の格差縮小などを実行計画として取りまとめる。電通社員の過労自殺などが社会問題となる中、政府が実効性のある施策を示せるかが焦点。実行計画に基づく関連法案は、早ければ一月召集の通常国会へ提出される見通し。一方、長時間労働を増やすとの批判のある「残業代ゼロ」制度を含む労働基準法改正案も審議入りする見通しが。